

○ブロック塀撤去・改修補助に関するQ&A(鳥取市)

[2018.11.8更新(太字部分)]

番号	Q. 質問	A. 回答
1	ブロック塀の撤去・改修補助の目的は何ですか。	過去の震災で多くのブロック塀の倒壊被害がありました。倒壊した塀の下敷きとなる犠牲者の発生や倒壊した塀が道路をふさぎ、避難や消火活動の妨げとなる場合があります。それらの被害を未然に防ぎ安全で安心できるまちづくりの実現のため、住宅・建築物の耐震対策と併せてブロック塀の耐震対策を促進することを目的としています。
2	事業対象となる不特定の者が通行する道とはどのようなものですか。	広く一般公共の用に供する道をいいます。建築基準法42条2項・3項の道路、農道、臨港、公衆用道路登記なども含みます。また、公園等の不特定の者が通行または利用する空間(植栽等があり人が近づくことのない空間は除く)に面するブロック塀等も事業対象とします。私道や個人敷地内にある道は含みません。
3	組積造の塀とはどのようなものですか。	レンガ積みの塀や石積みの塀が該当します。鉄筋が入っていないコンクリートブロック塀も組積造として取り扱います。
4	危険性の高いブロック塀の対策費は何を行えば補助対象となりますか	危険性の高いブロック塀の撤去及び改修が補助の対象となります。またブロック塀の危険性のブロック塀等は別表第3又は第4の点検表により危険と判断されたものをいいます。
5	危険性の高いブロック塀を撤去した後、塀の復旧にあたりどのような改修が本事業の対象となりますか	金属製フェンスや生垣等の軽い柵への作り替えを対象とします。また撤去したブロック塀の範囲において新設するものに限ります。(ただし、建築基準法42条2項・3項の道路内のブロック塀を撤去した場合はセットバックした位置に新設するもの)
6	ブロック塀の高さはどこで図りますか	原則、道路面側からの高さをブロック塀の高さとします。
7	ブロック塀の基礎を残してもかまいませんか。また、2、3段だけ残す場合も撤去補助の対象となりますか。	残存する部分が60cm以下、かつ、点検表(別表第3又は第4)により安全性が確認できる場合のみ 撤去 の補助対象となります。(段が低くなっても劣化等があり点検表第3又は第4に該当する場合は対象外となります。)また、建築基準法42条2項・3項の道路内のブロック塀等については全て撤去することが補助の条件とします。復旧も道路中心線から2mセットバックをする必要があります。
8	既存のブロック塀の基礎等の一部や石積み等を改修するフェンスの基礎とする工事は、改修の補助対象となりますか。	設置するフェンスの安全性を確保するための基礎が設置できない工事等は補助対象となりません。フェンスを設置する場合は既存部分を含めて安全性の確認をする必要があります。(鉄筋が 基礎に定着しているかどうか など、 実質既存ブロック塀等の安全性を判断することができないため既存ブロック塀をすべて撤去してからフェンスを設置することが必要と考えます。)
9	申請者が自らブロック塀の撤去をする場合は補助対象となりますか。	所有者が工務店、建設業者及び解体業者に依頼して行うブロック塀の撤去・復旧及び改修工事等が補助対象となります。
10	擁壁の撤去は補助対象となりますか。	補助の対象となりません。
11	自宅と貸家の2棟分の塀の安全対策を実施する場合、それぞれの塀が本事業の対象となりますか。	自宅の塀と貸家の塀を明確に区分できる場合、それぞれ補助の対象とできます。
12	塀の延長が長い場合、補助金限度額(15万円)で撤去できる範囲のみの工事と実施したいが、補助対象となりますか。	不特定の者が通行する道に面しており、危険性の高いブロック塀等の全てを撤去する場合のみ補助対象となります。
13	同一敷地内で危険性の高いブロック塀と健全なブロック塀が混在する場合、撤去費の全てが補助対象となりますか。	健全なブロック塀の撤去費等は補助対象にはなりません。危険性の高いブロック塀のみが補助対象となります。
14	すでに工事を終わっていますが、補助対象となりますか。	事業の交付決定を受ける前に着手した工事は補助対象にはなりません。
15	塀の基礎がない(…既設擁壁・側溝等に設置)場合、基礎としての構造強度や差し筋が不確かであれば段を減らす改修は補助対象とできますか。	撤去後の安全性の確認ができない場合は部分的にブロック塀を残す場合は補助対象にはできません。
16	別表第3、第4の点検表は誰が確認しますか。	補助金申請前に個人または個人が依頼した建築士及びブロック塀診断士が行い、点検表に署名のうえを申請窓口へ提出してください。その内容を市町村の窓口で確認を行います。

番号	Q. 質問	A. 回答
17	点検表に署名する建築士は木造建築士でもよいかい。	木造建築士は対象になりません。1級、2級建築士の必要があります。
18	控壁がないので、高さを2.2mから1.2mへ下げる改修も補助対象とするか。	7と同様。残存する部分が60cm以下、かつ、点検表(別表第3又は第4)により安全性が確認できる場合のみ補助対象となります。
19	補助対象としてブロック塀の高さを60cmを超えているのはなぜですか。	地震により転倒した際に児童の命に係わる被害がでる可能性が高い塀の高さを60cmと仮定して高さを設置している。(転倒時に頭にブロック塀が当たらない高さ)
20	改修のみ補助を受けることはできますか。	補助対象とはなりません。本補助制度を用いて、除却と併せて行う改修のみが補助対象となります。
21	除却を今年度、フェンス等への改修を来年度以降行う場合は補助の対象となりますか。	除却と改修の両方の補助を受ける場合、同一年度で行うものを補助対象とします。
22	ブロック塀を撤去した後に軽量フェンスを新設する場合、フェンスの下部をコンクリートブロック造としてよいか。	基礎を含め高さ0.6m以下とし、安全性が確認されたものであれば補助対象とします。
23	塀に付随する門柱、門扉は撤去、改修とも補助対象となりますか。	塀に付随する門柱、門扉であれば補助対象となります。
24	予定募集数に達しなかった場合は、今年度の追加募集はありますか。	予定に達しなかった場合は締め切り後も申請を随時受ける予定ですが、補助金の性質上、3月上旬までに工事を完了し、完了申請を提出していただく必要があります。
25	来年度以降は補助金制度はありますか。	今回の様子を見てニーズがあるようであれば来年度以降も予算要求をしていく予定です。
26	「申し込み多数の場合は、通学路沿い及び危険度が高いブロック塀を優先」とあるが、通学路沿いと危険度はどちらが優先されるか。	通学路沿いにあるブロック塀の危険度の高いブロック塀を優先し、次に通学路沿い以外の危険度の高いブロック塀から順位づけします。 1. 通学路沿いにある危険度の高いブロック塀から順位付け 2. 通学路沿い以外にある危険度の高いブロック塀から順位付け
27	敷地に接する道が2面あり、通学路とそれ以外の道が接する場合は、通学路沿いと判断し優先度は高くなるでしょうか。また、通学路以外の道沿いの撤去改修費もすべて対象となるでしょうか。	どちらかの道が通学路であれば、通学路以外の道に接するブロック塀も含めて優先度は高いと判断します。この場合、通学路沿い以外のブロック塀の撤去改修費もすべて補助対象とします。
28	道路勾配があり、同じ敷地の中に60cm以下と60cmを超える部分がある。撤去の補助対象部分はどこになりますか。	60cm以下の部分は補助対象外となります。(部分で考える。平均高さではない。)
29	ブロック塀を2段用いた軽量フェンスの設置は、補助の対象になりますか。	2段でもブロック塀となるため、補助の対象外となります。コンクリートを立ち上げてフェンスを設置する場合は問題ありません。
30	板塀を設置する場合は、改修補助の対象となりますか。	軽量のフェンスと考え補助の対象としますが、構造上安全であることが必要です。
31	点検表のチェックにおいて、鉄筋の径が9mm以上かどうか分からない場合はどうすればよいでしょうか。	壊してまで確認することが無理であれば、そのチェック項目は空欄のまま提出していただいても構いません。